

平成30年7月豪雨被害による
損壊した家屋及び宅地内の土砂混じりがれき処理支援のご案内
(土砂混じりがれきの公費撤去)

本制度は、平成30年7月豪雨被害によって損壊した家屋又は宅地内に流入した土砂混じりがれきについて、被災者の方々の生活再建支援等のため、申請に基づき、北九州市が所有者に代わって撤去を行うものです。

■土砂混じりがれきの撤去

(1) 対象

自らの宅地内に堆積した土砂混じりのがれき

※「宅地」とは、災害時において現に居住していた住家、住居と事業所が一体となった建物、事業所（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（同規模の公益法人等を含む））がある敷地のことをいう。

(2) 撤去の要件(以下のすべての要件を満たしたもの)

- ①罹災証明書等で被害認定を受けていること
- ②自らの宅地内に堆積したもので、自力では撤去が困難であること
- ③廃棄物であると判断するに足る程度にがれきが混じっていること
- ④所有者が廃棄物との認識があり、かつ撤去に当たり同意があること
- ⑤特にがけの場合は、がけ上の土地や建物の所有者の同意も得ること
- ⑥がけ崩れによる土砂混じりがれきの場合は、撤去に伴い、二次災害の恐れがないこと
- ⑦暴力団又は暴力団員ではないこと
- ⑧暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

(3) 撤去対象

自らの宅地内に堆積したもので、日常生活に支障を来しているもの

※建物内のものは対象外

(4) 注意事項

- ①他者の所有する財物及び災害により発生したものでない廃棄物を撤去の対象として存置しないでください。
- ②土砂混じりがれきの撤去の実施に当たり、隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、申請者により、隣接地の所有者の同意を得てください。
- ③土砂混じりがれきの撤去の実施については、申請者により、近隣への周知を行ってください。

(5) 申請に必要な書類

別紙「申請書類チェックリスト」をご確認ください。

※申請書の様式は、事前に状況の聞き取りや現地確認等をさせていただいた後にお渡しします。

(6) 申請書提出期限

平成30年12月28日（金）

申請書類チェックリスト
【土砂混じりがれきのみの解体・撤去】

【必ずご提出いただくもの】

チェック欄	書類	様式名又は 入手先	備考
	宅地内土砂混じりがれきの 撤去申請書	様式第2号	
	敷地配置図	様式第2号添付書類①	
	状況写真	様式第2号添付書類②	
	暴力団等でない旨の誓約 兼同意書	様式第3号	
	申請者の身分証明書(写真 付)の写し	-	写真なしの場合は 2 種類
	罹災証明書(写し可)	各区役所総務企画課	

【状況に応じてご提出いただくもの】

	宅地内土砂混じりがれきの 撤去に関する委任状	様式第2号添付書類③	申請者と所有者が異 なる場合
--	---------------------------	------------	-------------------